

大阪保健医療大学言語聴覚専攻科授業科目履修認定方法および
学習の評価・単位認定・進級・修了に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪保健医療大学学則（以下学則という）、第36条の規定に基づき、言語聴覚専攻科の授業科目履修方法と修了に関する取扱いを定めることを目的とする。

(履修届)

第2条 (削除)

第3条 (削除)

(履修の評価)

第4条 授業科目の履修の評価は、当該科目の担当者が行う。

(履修の評価を受ける資格)

第5条 前条に定める授業科目の履修の評価を受けるためには、原則として講義・演習については実授業の三分の二以上、臨床実習については五分の四以上の授業に出席していなければならない。

(出席に関する不正行為)

第5条の2 授業出席に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第43条に基づき、懲戒処分とする。

(試験)

第6条 第4条に定める授業科目の履修の評価のための試験は、定期試験及び臨時試験とする。

2. 前項に定める試験の成績は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

第6条の2 単位認定会議にて単位未修得の科目が生じた場合、臨床実習を受けることはできない。

2. 1に準じて、1年次12月末日までに再試験で不合格科目が生じた場合、臨床実習Ⅱを受けることはできない。

3. 1に準じて、2年次7月末日までに再試験で不合格科目が生じた場合、臨床実習Ⅲを受けることはできない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、学年末または学期末に、学長が一定の期間を定めておこなう。

(臨時試験)

第8条 臨時試験は、当該授業科目の担当者あるいは教学委員会が必要と認めたとき、適宜行うものとする。

2. 臨時試験を実施する場合は、担当者は事務局に届け出るものとする。

(追試験)

第9条 下記の事情により各試験を受けられなかった者のうち、当該授業科目の担当者あるいは教学委員会が認めた者については、追試験を行うことがある。(追試験受験願の提出を必要とする。)

- ① 交通機関の不通(ストライキ・災害等) ※各電鉄会社の証明書添付のこと
- ② 就職試験
- ③ 慶事・忌引(別表1)
- ④ 伝染病発生並びに罹患による登校停止(別表2)
- ⑤ その他、学長が認めた場合

(再試験)

第10条 各試験において不合格となった場合は、当該授業科目の担当者あるいは教学委員会が特に必要と認めた場合、再試験を行うことがある。(再試験受験願の提出を必要とする。)

2. 前項に定める試験の合格点は60点とする。

(単位の認定及び進級)

第11条 授業科目の単位認定は、授業科目ごとの当該担当者の評価を基に、各年度各期末に行われる教授会で学長が総合的におこなう。

第12条 必修の授業科目の単位認定がなされなかった場合は、再度履修しなくてはならない。

第13条 第1学年から第2学年に進級するためには、原則として第1学年に配当された全ての必修科目の単位が認定されなければならない。

第14条 前条の定めにより進級できなかった者が留め置かれる学年は第1年次とする。

第15条 修了時まで所定の単位を修得できなかった者で、前期開講科目履修により所定の単位を修得できた場合、前期終了を持って、修了が認定される。

(退学勧告)

第 15 条の 2 年間 GPA が 1.5 未満の学生には、学長は退学を勧告する。

2. 退学勧告に関する手続きは別に定める。

(試験に関する不正行為)

第 16 条 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第 43 条に基づき、懲戒処分とし、当該科目の試験は無効とする。

(既修得単位の認定)

第 17 条 学則第 29 条に基づき入学前に他の大学等で修得した単位の認定を受けようとするものは、認定申請書に成績証明書を添付し、審査を受けなければならない。

2. 認定された単位の成績表示は認定とする。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は教授会の意見を聴取して学長が行う。

附則 この規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より改定施行する。

附則 なお、第 15 条の 2 については、平成 28 年度入学生より適用する。

附表

成績評価は次の表の通りとする。

評価	評点
S	100 点～ 90 点
A	89 点～ 80 点
B	79 点～ 70 点
C	69 点～ 60 点
F	59 点～ 0 点

成績の相対評価のために GPA 制度を導入する。

評価	ポイント
S	4
A	3
B	2
C	1
F	0